

新旧対照表（立候補制を導入する組合用）

【 規約例 】 ① この「新旧対照表」に示す改訂については、「認可申請」が必要。 ② 下線は、網掛け（任意で選択する事項）を表しています。			
NO	新	旧	備考
1	（理事、理事長及び監事の選挙） 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。 <u>ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。</u>	（理事、理事長及び監事の選挙） 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。	・理事、理事長及び監事選挙について無投票当選の規定を追加。 ・理事、理事長及び監事選挙について、立候補制を導入する組合は、<u>ただし書き</u>

新旧対照表（軽微な文言修正）

【 規約例 】 ① この「新旧対照表」に示す改訂については、「届出」で可。 ② 下線は、網掛け（任意で選択する事項）を表しています。			
	新	旧	備考
1	<u>1選挙区において、投票所が1箇所の場合（投票管理者を設けない場合）</u> （互選議員の選挙の管理） 第9条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかなければならない。 2 選挙長は、理事会において選任する。 3 選挙長は、選挙会の開閉、（投票、）開票の管理（投票所の開閉その他投票の管理も含む）及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。 4 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録及び投票録を作り、これに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。	（互選議員の選挙の管理） 第9条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおかなければならない。<u>また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならない。</u> 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。 3 選挙長は、選挙会の開閉、（投票及び）開票の管理（及び、並びに）当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。	3項の「及び、並びに」の記載を及びに統一する。重複する及びを「、」に置き換える。 1選挙区において、投票所が1箇所の場合（投票管理者を設けない場合）の例を追加。
2	（当選人） 第10条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。	（当選人） 第10条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。	文言修正。
3	（会議録の作成） 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 （1）開会の日時及び場所 （2）議員の定数 （3）出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名	（会議録の作成） 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 （1）開会の日時及び場所 （2）議員の定数 （3）出席した互選議員の氏名（数）、選定議員の氏名（数）、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名（数）、並びに代理を受けた議員の氏名	文言修正。
4	（職員） 第41条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。	（職員） 第41条 この組合に（事務長その他）必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。	文言修正。

【規約例】① この「新旧対照表」に示す改訂については、「認可申請」が必要。 ② 下線は、網掛け（任意で選択する事項）を表しています。			
5	（準備金の保有方法） 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 （1）郵便貯金 （2）臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。） （3）公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。） （4）国債又は地方債 （5）政府保証債又は金融債 （6）担保付社債 （7）抵当証券 （8）コマーシャルペーパー （9）社会保険診療報酬支払基金への委託金 （10）健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 （11）法第150条の規定による施設である土地及び建物 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。	（準備金の保有方法） 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 （1）銀行、信託銀行若しくは信用金庫への貯金又は郵便貯金 （2）信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。） （3）公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。） （4）国債証券又は地方債証券の取得 （5）特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得 （6）償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得 （7）抵当証券の取得 （8）コマーシャルペーパーの取得 （9）社会保険診療報酬支払基金への委託金 （10）健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金 （11）法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得 <u>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</u>	【1項】 事業運営基準に合わせた記載とする。 【2項】 選択の規定ではないため、網掛けを削除。
6	（一部負担還元金） 第53条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））について、その還元を行う。	（一部負担還元金） 第53条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））について、その還元を行う。	「一部負担相当分」の規定は、2度使用しないため削除。
7	（家族療養費付加金） 第59条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。	（家族療養費付加金） 第59条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。））の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。	合算高額療養費は、第55条第2項で規定しているため、規定を省略。

【規約例】① この「新旧対照表」に示す改訂については、「認可申請」が必要。 ② 下線は、網掛け（任意で選択する事項）を表しています。

8	(合算高額療養費付加金) 第60条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。	(合算高額療養費付加金) 第60条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等（療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。）の額を合算することによる高額療養費（以下、「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。	合算高額療養費は、第55条第2項で規定しているため、規定を省略。
9	(訪問看護療養費付加金) 第61条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。	(訪問看護療養費付加金) 第61条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。	合算高額療養費は、第55条第2項で規定しているため、規定を省略。
10	(家族訪問看護療養費付加金) 第62条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を額を控除して得た額とする。	(家族訪問看護療養費付加金) 第62条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。	合算高額療養費は、第55条第2項で規定しているため、規定を省略。
11	(施設の利用等) 第64条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。	(施設の利用等) 第64条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。	文言修正。